(4) Delivery Period : January 30, 2015
(5) Delivery place : Place(s) specified by Director General of Financial Department Japan Broadcasting Corporation
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who have applied and been listed in the permanent list of qualified suppliers
(7) Time-limit for tender : 11 : 00 October 2, 2014
(8) Contact point for the notice : Purchasing & Supplies Division, Financial Department, Japan Broadcasting Corporation 2—1, Jinnan 2 chome, Shibuya-ku Tokyo 150—8001 Japan. TEL 03—5455—5520 FAX 03—5455—2110

公示送達

比嘉秀雄氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成26年８月７日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成25年綱第1258号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成26年８月７日　　日本弁護士連合会

公示送達

塩野透氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成26年８月７日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成25年綱第1587号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成26年８月７日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　保持　　清
　登録番号　9169
　事 務 所　東京都中央区築地４―１―20
　　銀座中央ビル
　　保持法律事務所
3　処分の内容　退会命令
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年７月16日

平成26年７月18日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　笠井　浩二
　登録番号　17636
　事 務 所　東京都板橋区南町14―１
　　グランテージ要町902
　　笠井法律事務所
3　処分の内容　業務停止10月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年７月16日

平成26年７月18日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　小川　信明
　登録番号　10985
　事 務 所　東京都港区西新橋１―２―９
　　日比谷セントラルビル８階
　　小川・友野法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年７月16日

平成26年７月18日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　岡本　久次
　登録番号　15195
　事 務 所　大阪府岸和田市荒木町１―９―２
　　いずみ法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年７月８日

平成26年７月22日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　栃木県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　松島　　忍
　登録番号　17847
　事 務 所　栃木県宇都宮市小幡２―２―11
　　有貴ビル203
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年７月15日

平成26年７月22日　　日本弁護士連合会

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年七月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年八月七日
仙台市宮城野区白鳥一丁目二七番一五号
夢工房ＮＡＫＡＮＯ一一
合同会社東北研磨再生
清算人　松山　　茂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年八月七日
埼玉県飯能市大字上名栗三一九六番地の一
鳥居観光株式会社
代表清算人　平沼　庸生

解散公告

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年八月七日
埼玉県川越市旭町一丁目一九番地一九
特定非営利活動法人生活サポートずうらん
代表清算人　山下　慎司

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年八月七日
東京都港区元赤坂一丁目七番八号
マイナミ開発株式会社
代表清算人　南　　友和

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年八月七日
東京都港区元赤坂一丁目七番八号
共立石油株式会社
代表清算人　南　　友和